日本福祉心理学会 倫理規程

平成20年7月19日 制定

[目的]

- 第1条 この規程は、会員が行う福祉心理学の研究・実践活動の倫理に関する諸行為 について、その適正を期することを目的とする。
- 第2条 日本福祉心理学会 [以下「本学会」という] は、会員が専門的業務に従事し 研究活動をするに当たって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を別に定め る。
- 第3条 本学会に、前2条に係る事項を審議するために倫理委員会 [以下「委員会」 という〕を設ける。

[委員会の業務]

- 第4条 委員会は、第1条の目的および倫理綱領の目的を達成するため、本学会の理事長〔以下「理事長」という〕の指示の下に次の業務を行う。
 - (1) この規程並びに倫理綱領の改廃に関する審議
 - (2) 会員の倫理向上に向けての本学会研修委員会への提言
 - (3) 委員長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
 - (4) その他、委員会が必要と認める業務

〔委員会の構成〕

- 第5条 委員会は、本学会の常任理事の互選により選出された委員3名及びその3名 によって指名された会員若干名をもって構成する。
 - 2 委員長は委員の互選とする。
 - 3 委員の任期は3年とする。

〔委員会の運営〕

- 第6条 委員長は、理事長の命を受けて委員会を開催し議長となる。
 - 2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
 - 3 委員会は、出席委員の5分の4以上の賛成により決定を行う。
 - 4 委員長に事故ある時、又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により 指名された者が委員長の職務を代行し、又は委員長の職務を行う。

[委員会の報告]

- 第6条 委員長は、理事長から審議を付託された日から起算して、3ヶ月以内に審議 の結果を理事長に報告しなければならない。
 - 2 第4条第3項に定める諮問については、委員長への報告に際し、その倫理綱領違 反をした者に対してとるべき処分として厳重注意、一定期間の学会活動の停止、そ の他の裁定案を答申するものとする。

〔裁 定〕

第7条 裁定は、本学会常任理事会において3分の2以上の承認を得た後、理事長が これを行う。

〔改廃手続き〕

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、本学会常任理事会において3分の2 以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。